

第三十一次回国会 衆議院 商工委員會議録 第十五号

昭和三十四年二月十七日(火曜日) 午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君 理事小川 平二君 理事小平 幸八君 理事南 好雄君 理事田中 武夫君 理事中 武夫君 赤澤 正道君 岡本 茂君 菅野和太郎君 始関 伊平君 中井 一夫君 野原 正勝君 板川 正吾君 内海 清君 勝澤 芳雄君 荻森 芳夫君 水谷長三郎君

出席政府委員

通商産業事務官 齋藤 正年君 (大臣官房長) 通商産業事務官 小出 榮一君 (通商産業事務官) 森 誓夫君 (通商産業事務官) 福井 政男君 (通商産業事務官) 今井 善衛君 (通商産業事務官) 岩武 照彦君 (通商産業事務官) 岩武 照彦君 委員外の出席者 専 門 員 越田 清七君

二月十四日

委員今村等君辭任につき、その補欠として小松幹君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員小松幹君辭任につき、その補欠として今村等君が議長の指名で委員に選任された。

二月十六日

中国産生漆輸入に關する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一四四一號) 同(濱田正信君紹介)(第一五〇二號) 同外八件(飯塚定輔君紹介)(第一五四五號) 同(大橋武夫君紹介)(第一五四六號) 同(秋田大助君紹介)(第一五四七號) 同外十件(坂田英一君紹介)(第一五四八號) 同外二件(田村元君紹介)(第一五四九號) 同外二件(竹内俊吉君紹介)(第一五五〇號) 同外一件(野原正勝君紹介)(第一五五一號) 同外四件(平野三郎君紹介)(第一五五二號) 同外三件(藤本捨助君紹介)(第一五五三號) 同外二件(南好雄君紹介)(第一五五四號) 同外二件(村瀬宣親君紹介)(第一五五五號) 同(村上勇君紹介)(第一五五六號) 日中貿易再開促進に關する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一四四二號)

輸出入取引法の一部を改正する法律案反対に關する請願外四件(中澤茂一君紹介)(第一四九五號) 小売商業特別措置法案の一部改正に關する請願外五件(中澤茂一君紹介)(第一四九六號) 小売商業特別措置法案の一部修正等に關する請願(栗原俊夫君紹介)(第一四九七號) 同外四件(東海林穂君紹介)(第一四九八號) 同(中澤茂一君紹介)(第一四九九號) 同(芳賀貢君紹介)(第一五〇〇號) 同外二件(山中日露史君紹介)(第一五〇一號) 日中貿易再開に關する請願外十九件(押谷富三君紹介)(第一五五七號) 同外二十四件(菅野和太郎君紹介)(第一五五八號) 同外六件(松田竹千代君紹介)(第一五五九號) 同外六件(山村庄之助君紹介)(第一五六〇號) 同外十件(古川丈吉君紹介)(第一五六一號) は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

プラント類輸出促進臨時措置法案(内閣提出第一〇一號) 輕機械の技術提携に關する件 纖維産業に關する件

○長谷川委員長 これより會議を開きます。

輕機械の技術提携に關する件について、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。勝澤君。

○勝澤委員 私はアメリカのジョン・マンビルと久保田建材社との間の下ライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に關して、経過についての緊急質問をいたしたいと存じます。

まず最初に、本問題に入る前に、石綿スレート産業の今日の現況、久保田建材社の行なっているアメリカのジョン・マンビル社とのカラベストスに關する技術提携の今日までの経過、こゝらについて局長の御回答をお願いいたします。

○藤(警)政府委員 日本の石綿スレート業界は五十年の歴史を持つておりまして、ことに二、三年前からは、たとえはフレキシブル・ボードなどという相当技術的に進んだものも作るというよりのなことで、相当の発達をいたしてきているのでございます。しかしながら、建築用材のうち特に住宅用のもの等につきましては、いろいろ需要家などの意見を聞きましても、いろいろの不満が申し出されておりますが、これはまだそういう方面についての歴史が非常に浅いところからくるためだと思っております。将来の石綿スレート業界の進むべき方向としては、そういう住宅の不燃化を目ざした適当な材料の生産という方向に進んでいかねばならないというふうにわれわれは考えております。

ところで、この久保田建材のカラベストスの技術導入の問題は、昨年の初めころから、その申請がわれわれのところへ提出されているのでございまして、国内にもあまり経験のないものでございまして、審査も相当困難なわけでございます。通産省としましては、これをいろいろ国立の試験所で試験をするとか、あるいはこの製造技術に關してすでに日本の特許で、特許の公告もされておるといふふうなこともありまして、それらの内容につきましてもいろいろ技術的に研究をいたすというところもしておりますし、そのほか知識経験者あるいは専門家、あるいは関係官庁等の意見もいろいろ取りまわして、現在もまだそういう意見の取りまわしの段階でございまして、今日までわれわれの研究してみたところでは、ある程度いいようなところも感ぜられるのでございまして、また関連業界との関係等につきましても、さらにわれわれ今後研究をいたさなければなりません。従つて現在のところでは、われわれとしては、まだ最終的な線を出していないという段階でございまして、ただこの問題は、かつて日米石綿問題として類似のケースが非常に断がれたのでございまして、それとの違いと申しますと、前の場合には、そういうジョン・マンビルという外国系の会社

が、日本における新しい会社の株を五二%持つというふうな、むしろ日本の企業か外国の企業かわからないような経営体をとらうとしていたのでございませうが、今回の場合は単なる普通の技術導入でございまして、パテント料とかあるいはノー・ハウの代金を払うという、単なる普通の技術導入のケースにすぎません。また入れようとする技術がドライ・システムと申しまして、日本では現在行われていないような新しい方法で着色の石綿スレートを作るのでございませう。これはこの前はフレキシボードの技術導入でありまして、この前のときには日本でも若干そういう同じものが生産されていた、それと同様のものについての技術導入をしようということで、政府としても既存業界への影響につきましても、大きく問題として考えなければならなかつた次第であります。さらにまたこの前のときには製品の種類が非常に広範にわたって、その導入技術によつて作られるということになつていたのでございませうが、今度の場合は、単にカラベストス、着色された石綿スレートの板と申しますか、そういうものだけに製品が限られているというふうなことで、日本の既存業界に与える影響も前のと比べて著しく小さいというふうな点が違つておりまして、この問題を前回の日米石綿問題とあたかも全く同じような感じで取り扱つていくことは、われわれとしては注意しなければならぬのじゃないかというふうに思つております。いずれにしても、今後ともいろいろ業界なりあるいは関係官庁等ともよく打ち合せをいたしまして、その上で最終的な線を決定

いたしたいというふうに考えております。 ○勝澤委員 ただいまの御説明ですと、意見をとりまとめ中でまだ未決定だ、こういうふうに言われておりますが、その通りですか。 ○森(警)政府委員 今日までの研究の結果ではこれを進めまして、関係官庁の幹事会等に出し、あるいはその後の機関にお諮りするといふふうに思つていゝのではないかとこのように思つておりますが、しかし許可の条件等につきましては、まだこれからいろいろ研究しなければいけない段階でございませう。また業界との意見の調整ということにつきましても、まだいろいろ残された点がございますので、われわれとしてはまだ最終的に方針をきめたといふことは言えない段階にあると考えております。

○勝澤委員 私の業界から聞いておることとちよつと違つていふ思ひでございます。二月の五日に新田課長の方から、通産省としては技術導入に踏み切つた、こういうことで認可の理由についての説明があつた、こういうことがいわれ、また業界の方の石綿スレート協会からは、これに対する声明書が出されておるわけでありませうが、今の御説明ですと、まだそこまで行つていない、十分業界の意見を聞いて相談をして、それによつてきめていきたい、こういうこととございませう。 ○森(警)政府委員 おつしやるように、役所としては一応の——これを進めていこうという気持は持つに至つておるのであります。しかし現実的にこれをどういふ形で許可するかどうするか、あるいは許可する場合の条件をどうす

るか、具体的にどういふ形でこの問題を取捨するかといふことにつきましまして、われわれはまだ未決定でございませう。今後業界ともいろいろ話し合ひをいたして、そういう最終的な姿をきめたいというふうに考えております。 ○勝澤委員 大へん通産省の取扱いとしては、慎重になさつておること、大へんけつこうなことだと思ひます。特にこの問題につきましましては中小企業が多い問題でありますし、業界が一致をして反対をしておる、こういうものでありますから、やはり取扱いにつきましては、念には念を入れてやることの方がいいと思ひます。十分その点につきましましては業界の意見を聞いてやつていただきたい。 ○森(警)政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたが、前の日米石綿の場合には、まず第一に、日本でそれを導入する企業者の性格が、今回と違つておりました。合弁会社であつたといふことであります。つまり、前回の場合は、ジョンソン・マンビル及びその系の会社の持ち株が、日本でその導入技術をもつて産業を営もうとする企業体の五二%に達しておりましたので、つまり、過半数は外国系の会社の持ち

株であるといふことであります。そういういふ姿の合弁会社で、この導入技術の企業化をやろうとおつたのでございませうが、今回の場合は、普通のパテント料を払い、ノー・ハウを払う、それだけでございまして、企業経営に関与されることもないし、利益配当を与える必要もないし、普通の技術の代価にすぎないのであります。 ○森(警)政府委員 技術導入をいたして作らうとする製品の品目が、前回の場合は非常に範囲が広かつたのでございませう。たとえば前回の場合は、フレキシボードが中心ですが、そのほか板類とかいろいろいろいろな種類のものがあつたので、この導入技術によつて、日本の石綿スレート業界は全面的に影響を受ける、有力な競争者の脅威を受けるということになつていたのでございませう。今回の場合は、カラベストスという着色された石綿板で、しかもこの用途は大体住宅の外装用で、われわれは下見板を使つて従来やつておりましたが、それかわりになる住宅の外装用のものでございませう。そのほか屋根あたりに使われるというものも少数ございませうが、主体は住宅の外装用のものでございませう。それに限られておるのでございませう。これは既存業界に与える影響といふのは、前回と比べて非常に小さいといふふうに思ひます。

それから第三点としては、この導入しようとする技術が、日本では、今回のものは全く新しいものであるといふこととございませう。前回の場合は、すでに国内でも同様な技術を用いて行つた生産が若干見られたのでございませう。 ○森(警)政府委員 御指摘のように、技術を提供しようとするものは前回と同じであります。それから今回技術を受けようとする久保田も、まあ石綿スレート製品と類似のものとして、エタニット・パイプを作つております

が、今回の場合は、そういうものが国内には全くないといふものでございませう。そういう点からしまして、既存の業界に与える影響が非常に軽微であるといふふうに考えるのでございませう。 ○勝澤委員 前回の日米石綿問題と今回の問題とは、大へん性格が違つたものだといふふうに考えております。

○勝澤委員 前回の日米石綿と今回の久保田建材とは違つたといふことを言われたのですけれども、しかし根本といふのは、アメリカの方はジョンソン・マンビルだといふことは明確なんです。ただこの前は、日米石綿工業を作つた、今度それをやめて久保田建材にした、こういう違いはかからないように私は思ふ。久保田建材といふのは、今現実的にこれと似たような仕事をしておるのですか、どうですか。それと、違つていふ言われておるのですが、背後にあるといふ言ひは、もとといひますか、根本は、ジョンソン・マンビルが日本にこのような技術を入れた、こういうわけから、根本的には二十年に行われた問題と何ら本質的には違ひがない、こういうふうに思ふのです。 ○森(警)政府委員 御指摘のように、技術を提供しようとするものは前回と同じであります。それから今回技術を受けようとする久保田も、まあ石綿スレート製品と類似のものとして、エタニット・パイプを作つております

が、今回の場合は、そういうものが国内には全くないといふものでございませう。そういう点からしまして、既存の業界に与える影響が非常に軽微であるといふふうに考えるのでございませう。 ○勝澤委員 前回の日米石綿問題と今回の問題とは、大へん性格が違つたものだといふふうに考えております。

○勝澤委員 前回の日米石綿と今回の久保田建材とは違つたといふことを言われたのですけれども、しかし根本といふのは、アメリカの方はジョンソン・マンビルだといふことは明確なんです。ただこの前は、日米石綿工業を作つた、今度それをやめて久保田建材にした、こういう違いはかからないように私は思ふ。久保田建材といふのは、今現実的にこれと似たような仕事をしておるのですか、どうですか。それと、違つていふ言われておるのですが、背後にあるといふ言ひは、もとといひますか、根本は、ジョンソン・マンビルが日本にこのような技術を入れた、こういうわけから、根本的には二十年に行われた問題と何ら本質的には違ひがない、こういうふうに思ふのです。 ○森(警)政府委員 御指摘のように、技術を提供しようとするものは前回と同じであります。それから今回技術を受けようとする久保田も、まあ石綿スレート製品と類似のものとして、エタニット・パイプを作つております

が、今回の場合は、そういうものが国内には全くないといふものでございませう。そういう点からしまして、既存の業界に与える影響が非常に軽微であるといふふうに考えるのでございませう。 ○勝澤委員 前回の日米石綿問題と今回の問題とは、大へん性格が違つたものだといふふうに考えております。

が、今回の場合は、そういうものが国内には全くないといふものでございませう。そういう点からしまして、既存の業界に与える影響が非常に軽微であるといふふうに考えるのでございませう。 ○勝澤委員 前回の日米石綿問題と今回の問題とは、大へん性格が違つたものだといふふうに考えております。

○勝澤委員 前回の日米石綿と今回の久保田建材とは違つたといふことを言われたのですけれども、しかし根本といふのは、アメリカの方はジョンソン・マンビルだといふことは明確なんです。ただこの前は、日米石綿工業を作つた、今度それをやめて久保田建材にした、こういう違いはかからないように私は思ふ。久保田建材といふのは、今現実的にこれと似たような仕事をしておるのですか、どうですか。それと、違つていふ言われておるのですが、背後にあるといふ言ひは、もとといひますか、根本は、ジョンソン・マンビルが日本にこのような技術を入れた、こういうわけから、根本的には二十年に行われた問題と何ら本質的には違ひがない、こういうふうに思ふのです。 ○森(警)政府委員 御指摘のように、技術を提供しようとするものは前回と同じであります。それから今回技術を受けようとする久保田も、まあ石綿スレート製品と類似のものとして、エタニット・パイプを作つております

が、今回の場合は、そういうものが国内には全くないといふものでございませう。そういう点からしまして、既存の業界に与える影響が非常に軽微であるといふふうに考えるのでございませう。 ○勝澤委員 前回の日米石綿問題と今回の問題とは、大へん性格が違つたものだといふふうに考えております。

○勝澤委員 前回の日米石綿と今回の久保田建材とは違つたといふことを言われたのですけれども、しかし根本といふのは、アメリカの方はジョンソン・マンビルだといふことは明確なんです。ただこの前は、日米石綿工業を作つた、今度それをやめて久保田建材にした、こういう違いはかからないように私は思ふ。久保田建材といふのは、今現実的にこれと似たような仕事をしておるのですか、どうですか。それと、違つていふ言われておるのですが、背後にあるといふ言ひは、もとといひますか、根本は、ジョンソン・マンビルが日本にこのような技術を入れた、こういうわけから、根本的には二十年に行われた問題と何ら本質的には違ひがない、こういうふうに思ふのです。 ○森(警)政府委員 御指摘のように、技術を提供しようとするものは前回と同じであります。それから今回技術を受けようとする久保田も、まあ石綿スレート製品と類似のものとして、エタニット・パイプを作つております

が、今回の場合は、そういうものが国内には全くないといふものでございませう。そういう点からしまして、既存の業界に与える影響が非常に軽微であるといふふうに考えるのでございませう。 ○勝澤委員 前回の日米石綿問題と今回の問題とは、大へん性格が違つたものだといふふうに考えております。

が、今回の場合は、そういうものが国内には全くないといふものでございませう。そういう点からしまして、既存の業界に与える影響が非常に軽微であるといふふうに考えるのでございませう。 ○勝澤委員 前回の日米石綿問題と今回の問題とは、大へん性格が違つたものだといふふうに考えております。

○勝澤委員 前回の日米石綿と今回の久保田建材とは違つたといふことを言われたのですけれども、しかし根本といふのは、アメリカの方はジョンソン・マンビルだといふことは明確なんです。ただこの前は、日米石綿工業を作つた、今度それをやめて久保田建材にした、こういう違いはかからないように私は思ふ。久保田建材といふのは、今現実的にこれと似たような仕事をしておるのですか、どうですか。それと、違つていふ言われておるのですが、背後にあるといふ言ひは、もとといひますか、根本は、ジョンソン・マンビルが日本にこのような技術を入れた、こういうわけから、根本的には二十年に行われた問題と何ら本質的には違ひがない、こういうふうに思ふのです。 ○森(警)政府委員 御指摘のように、技術を提供しようとするものは前回と同じであります。それから今回技術を受けようとする久保田も、まあ石綿スレート製品と類似のものとして、エタニット・パイプを作つております

が、今回の場合は、そういうものが国内には全くないといふものでございませう。そういう点からしまして、既存の業界に与える影響が非常に軽微であるといふふうに考えるのでございませう。 ○勝澤委員 前回の日米石綿問題と今回の問題とは、大へん性格が違つたものだといふふうに考えております。

○勝澤委員 前回の日米石綿と今回の久保田建材とは違つたといふことを言われたのですけれども、しかし根本といふのは、アメリカの方はジョンソン・マンビルだといふことは明確なんです。ただこの前は、日米石綿工業を作つた、今度それをやめて久保田建材にした、こういう違いはかからないように私は思ふ。久保田建材といふのは、今現実的にこれと似たような仕事をしておるのですか、どうですか。それと、違つていふ言われておるのですが、背後にあるといふ言ひは、もとといひますか、根本は、ジョンソン・マンビルが日本にこのような技術を入れた、こういうわけから、根本的には二十年に行われた問題と何ら本質的には違ひがない、こういうふうに思ふのです。 ○森(警)政府委員 御指摘のように、技術を提供しようとするものは前回と同じであります。それから今回技術を受けようとする久保田も、まあ石綿スレート製品と類似のものとして、エタニット・パイプを作つております

が、今回の場合は、そういうものが国内には全くないといふものでございませう。そういう点からしまして、既存の業界に与える影響が非常に軽微であるといふふうに考えるのでございませう。 ○勝澤委員 前回の日米石綿問題と今回の問題とは、大へん性格が違つたものだといふふうに考えております。

が、これは一種の石綿スレート製品で
ございます。今回のカラベストスに
も、そのエタニット・パイプの塵材、
端ぎれ、そりうのものをカラベストス
の原料にして再使用しようというふう
なねらいを持っておるようございま
す。そういう意味で、現在久保田建材
はカラベストスと関係のある仕事をし
ているということが言えると思いま
す。それから前回の日米石綿と全く同
じであるという御指摘でございました
けれども、提供者は同じでございま
すけれども、その入れられる形が違
うということを先ほど申し上げたわけ
でございます。この入れる形の相違が
あることをわれわれはよく注目いたし
まして、前回とは場合がやはり違つて
おるように思つてございませう。

○勝澤委員 私にはしろうとでずから、
あまり技術的な内容はよくわかりませ
んですけれども、国内におけるこれと
同じようなスレート産業者は、こ
れに対してどういふ意見を持っておら
れるのですか。

○森(警)政府委員 そのこまかい点に
ついて一々申し上げるのはどうかと思
います。きわめて大づかみに申しま
すと、第一に、今回入れようとする
技術は日本にとっては新しいものでは
ない、すでに日本では試験済みのもの
である。そうしてだめである、という
ことが、まず一番大きい反対点でござ
いませう。それから次に、ジョン
ス・マンビルという会社は元来世界制
覇をねらっている会社で、今回この技
術を導入することによって、日本の石
綿スレート業界を席巻しようとしてい
るといふことも言つておられます。そ
のほか、この技術導入による会社を作り

ますと、石綿の需給上非常に混乱を来
まして、既存業者が石綿の円滑な配給
を受けられなくなるのじゃないかとい
うようなことも言つておられますが、そ
ういふような点を中心にして反対をい
たしておるのであります。

○勝澤委員 私の手元にありますのを
見ますと、石綿スレート協会あるいは
石綿製品工業会、岩綿工業会、全国
産土協会、東京保温保冷工業協会、こ
の業界があげて全部反対をしておる、
こういふふうに思つておるのですが、通産省
は当然この業界の行政を担当されてい
る立場から、業界の意見をどういふ
うに聞いて、この反対をどういふ
うに理解をされて、行政の中で今回の
の導入の中に考えられておるのか、そ
の点について伺いたい。

○森(警)政府委員 反対運動の中には
たくさんの方の名前が並べられてお
りますが、これは前回の反対運動の際
にも名前を連ねてきた団体で、ほとん
ど全部そのまま出てきておられます。し
かしわれわれとしては、このカラベ
ストスの影響が、実際にはどの範囲の業
界に及ぶかということをやまず明らか
にいたしてみますと、必ずしも影響の及
ばないような業界もあるわけですが、た
とえば岩綿とか産土とか関係がない
業界も業界としての徳義上、名前を連
ねている関係だと思つておる、そ
ういふこともあります。従つてわれわれ
としては実質的にこのカラベストスと影
響、関連のある業界につきましても、
よくそりうのところと話し合いをいた
しまして、できるだけ業界の納得を得
るよう努めていきたいと考えてお
ります。

○勝澤委員 業界の意見というのは大
へん穩当な意見を出されておると私は
思つておる。第一の問題は、品質の比
較試験をやつてもらいたい、第二番目
の問題は、技術、コストに關する討論
をやつていただきたい、第三は建材
に關する学識者の見解を聞いていた
きたい、こう言われておるのです。こ
の問題については、まだこれから十分
聞いてやる、こういふこと、ございま
すか。

○森(警)政府委員 業界と話し合
う際、もちろん技術等の点でわれわれが
今日まで研究したところを披露いたさ
なければならぬと思つておる。そうい
う機会を今後も作りたいと思つてお
りますが、これがただ公正にまたきわめ
て能率よく行われるような方法を、今
後ともわれわれは考えていきたいと考
えておられます。

○勝澤委員 そうしますと、まだこれ
から十分聞いていきたい、こういふ
うちに私は理解するのですが、それでは
具体的な内容について少し、私はあま
り専門家でないのすけれどもお聞き
をいたしておきたいと思つておる。
この業界からの一致した意見として
は、技術は新しい技術ではない、こ
ういふことを言われておるのです。こ
れは私は大へん問題だと思つておる。
通産省の方では、これは新しい技術
だ、こう言われておる。しかし業界の
方ではこれは新しい技術ではない、こ
ういふことが言われておる。それ
から品質の面についても日本でも十分
品質がよいものができる、こういふこと
が言われておるわけにございまして、
もしどうしてもこの方が品質がよい
となれば、やはりお互いが納得する立
場でも十分品物を研究して、そうしてそ

の結果われわれの方の技術が悪い、こ
ういふことならば考えるけれども、今
言われておるようには日本の技術もい
い、こういふことが言われておるわけであり
ます。あるいはこの経済性の問題につ
きましても、これはコストが安い、こ
ういふことが言われておるけれども、
片方の業界の意見によりますと、こ
れはそりうではない、こう言ひ。それから
需要面についても同じことが言える、
あるいは原料の石綿についてもいろ
いろと問題点がある、輸出についてもあ
る、こういふ場合に、業界として意見
がもう明確に对立をしているのです。
この問題について十分話し合ひもせずに入
れていくということになります、こ
れは大へん問題になるのじゃないだ
らうか、こういふように私は思つてお
る、その点どうでしよう。

○森(警)政府委員 たいまいら
両者の技術的な比較上の問題について
お話がございましたが、これらについて
われわれとしてはここで一々御答弁
いたすのはまだ尚早であらうと思いま
すので遠慮させていただきますが、業界
とやはり円滑に事を進めていくために
は、そりうの点について話し合ひをい
たしたいというふうに考えておるの
であります。ただそりうの方法等につ
きましては、一番弊害の少い、能率の
よい方法を考へていきたいというふう
に考えておられます。

○勝澤委員 弊害の少い、能率的な方
法というのが実はよくわからないので
すが、その意見というものは、この業界
が言つておるようなこと、やつてい
く、こういふ意味なんではしうか。

○森(警)政府委員 そのために事柄が
長引くようならあまり大仕掛なことをや
るといふことは慎重に考えなければい
けないと思つておるのではありません。
業界の非常に良識ある公正な判断をせ
られる方々と話し合ひをしていくとい
うことを、私は意味しておるわけであ
ります。

○勝澤委員 長引くことがいけない、
こういふふうには言つておられるので
すが、それは二十九年のときにこれが問
題になつたのです。二十九年のときに
は、合弁会社だからというふうな理由
で言われておりました。今回は先ほど
の御説明ですと、もう相当前からこの
問題が出されておつたといふふうには
言われておるわけです。ですから今ま
での経過から考えてみれば、ここ半年
一年おくれたからといって、別にどう
いふことではない、こういふふうに思
つておる。ましてや国内の石綿スレ
ト産業界としては、これは死活の重
要な問題なんです。ですからそりうの
点でもつと一業界の意見をくんだ誠
意ある処置というものについての御見
解を賜りたいと思つておる。

○森(警)政府委員 これからいろいろ
と業界と円滑に事を進めていくために
は、いろいろ先ほど御指摘のあつたよ
うな点につきましてもお互いにその考
えを披露しまして、そうして十分言
ひ合ひを言つていくことをやつていか
なければならぬと思つておるのであ
ります。そうしてその結果、業界の意見
でとるべきものはとる、捨てるべき
ものは捨てる、ということ、最終的な
公正な方針の決定をいたしたいとい
ふふうなことを考へておられます。

○勝澤委員 局長の話をお聞いてお
りますと、大へん公平なように思つてお
ります。

けれども、しかし何かきめて、既定事
実の中で業界に押しつけようというよ
うな感じが私にはするのです。しかし最
初私が確かめましたところ、これにつ
いては技術がいいという立場は持つて
おるけれども、まだこれを明確に認可
をするというときはきめておられな
い、こういう立場なんでしょうから、
またこの業界の意見からいえば相当時
間がかかる、こういうふうに私は思う
のです。ですからそういう立場でもの
を考えていただいて、あくまでも国内
の産業を育成する、足りない技術でも
ここ半年、一年かかればまだよくなる
という見通しがあるならば、これはも
ろ当然よその技術を入れる必要があり
ませんし、またその技術をよくするた
めに、通産省の中でもいろいろ技術の
研究をされていることがあるわけです
から、そういう建前での問題につい
てはお考えをいただきたいと思うので
すが、どうでしょう。

○森(誓)政府委員 もちろんわれわれ
は国産技術の育成ということに一番努
力をいたさなければならぬのでござ
いますし、そういう意味で通産省とし
てもいろいろな政策を実施しておるの
でございまして、ただ遺憾ながら努力を
最高度にいたしても、すべての技
術の面で国際水準に、短期間に到達で
きるといってもないわけではござい
ます。その場合にはやむを得ず技術導
入をいたしておるわけではございま
す。もの考え方といたしましては、た
だいま勝澤先生のおっしゃったような考
え方で、われわれは今後あらゆる技術
導入の問題にも処していきたいと思っ
ております。しかしこれは技術導入は
全然しないという意味ではございま

ん。そのように国産技術の育成を考
えてみてもなお足りない場合には、外国
技術の導入によってそれが国内技術の
刺激になり、ひいては国内技術の向上
をはかる結果になるといふような場合
もある、そういう場合には技術の導入
をせざるを得ない、こういうふうに考
えております。

○勝澤委員 二十九年十二月の二十一
国会の衆議院の大蔵委員会におきま
しても、この外資の導入につきま
して、特に中小企業を著しく圧迫され
ることのないよう特段の考慮をせよとい
うことがなされておるわけでありま
す。従いましてこの問題につきま
して、先ほどから十分お話がありま
して、また業界の意見をこれから十分聞
いて、そして納得してもらわねばな
らぬと言われておるわけでありま
して、業界があつて反対を
している。こ
ういう中では取扱いは十分慎重にやら
なければなりませんし、それから新し
い技術だ新しい技術だと局長は言われ
ておるけれども、業界の方は別に新し
い技術ではございせんと言つておる
のですから、その点も私は大きな問題
だと思つておる。もし新しい技術だ
というならば、なおさら、やはり専門
的な立場の国の機関があるわけでは
なから、そこで業界が納得する立場で比較
検討させる、こういうことを十分や
つていただかなければならぬと存じま
すし、なおかつあるいは研究や設備
あるいはそのほかに対して、国内産業を
優先するという立場でおられる通産省
ですから、当然そういうこともやつ
ていただかなければならぬといふ
思いますので、一つこの問題につ

しては、私が先ほど申し上げました三
つの業界の希望といふものを十分取り
入れて、そして早く許可をせねばなら
ぬという立場でなく、やはり十分の国
内産業の実態、中小企業に及ぼす影響
を考へられて、納得のいく形の結論と
いふものをお出し願うようにお願い
したいと思つておる。

○森(誓)政府委員 今後の仕事の進め
方につきまして、御要請を受けたので
ございまして、われわれとしては、こ
れは関係のあらゆる方面の意見を聞き
まして慎重に検討を進め、公正な結論
を出すようにいたしたいと思つてお
ります。そのためにはもちろん初めから
何か計画を持って、ぜひその型に入れ
なければならぬといふような考へ方
はいたさないつもりでございまして
は、私もあまり専門的な立場でござ
いせんし、また局長も技術の問題に
ついては専門的な立場でないと思
いますから、これは専門的な機関が
あると思つておる。また先ほどから
意見をとりまとめ中だと言われてお
りますから、十分業界の意見をくんで
問題がまた本委員会に持ち出される
ことのないよう、十分な配慮をして、特
に国内産業を積極的に今後助長して
いく、こういう立場で行われるよう強く
要望いたして、一応この問題につ
いて私の質問を終わります。

○長谷川委員長 次に繊維産業に
関する件について質疑の通告がありま
すので、これを許可いたします。板川正吾
君。

○板川委員 私は、一地方的問題のよ
うであります。これは日本のたび業界
の半分が縫製工場等に転換をする、こ
ういふふうになつておるのであります。
そこで私はお伺いしたいのであり
ますが、この行田のたび産業、これ
は衰退産業でありましようが、こ
ういふたび産業に対して将来どうい
うたび産業を持つておられるか、こ
の点をまず中小企業庁長官にお伺い
したいと思つておる。

御承知のように、行田市は明治の初
年以來一世紀にわたりました。たびの
生産に従事をして参りました。そうし
て最盛期には日本の六割のたび産業を
担当して、たびの町として知られて
おつたのであります。ところが一昨年ま
ではまあまあやつて参つたのであり
ますが、昨年の暖冬異常あるいは国民の
生活様式の変化、こゝろいふ原因
から非常に急速にたびの需要が減つて
参りました。年間六千万足を生産して
おつたのであります。昨年は二千万
足で間に合つておる。将来の需要とい
ふものを考えた場合には、従来の三分
の一程度で間に合つていく、こゝろい
ふ見通しが濃厚となつておるので、その
ために行田のたび業者の三分の二が生
産を停止し、工場が相次いで閉鎖を
し、失業者が数百人出ている状況であ
ります。一時工場をいたしましては三
百七十工場ありましたが、現在は二百
二十、転業あるいは休業、廃業は百五
十工場に達してあります。従業員も一
時は五千七百人おりましたが現在は二
千七百人ぐらいいない、三千人か
らが他に転業せざるを得ないといふ状
態になつておりました。行田地方及び
日本のたび産業が非常に衰退をしてお
ることは御承知と思つておる。幸
いにいたしまして、その関係者の努力
によりまして、他へ転業等の真摯な努
力が行われております。その結果は三
分の二でありまして、三分の一の半分、

これがくつ下産業に転換をする、あと
の半分が縫製工場等に転換をする、こ
ういふふうになつておるのであります。
そこで私はお伺いしたいのであり
ますが、この行田のたび産業、これ
は衰退産業でありましようが、こ
ういふたび産業に対して将来どうい
うたび産業を持つておられるか、こ
の点をまず中小企業庁長官にお伺い
したいと思つておる。

○岩武政府委員 たびの問題は御指摘
がありましたように、消費者の需要構
造が変つてきた問題でありまして、な
かなかたびの生産の過半数を占めてお
りました行田地区の関係業者に与える
影響は、かなり大きいものと思つて
おります。実は前々からそういうふう
な需要構造の変化等を見合いました上
で、一面において中小企業として
は、その転換を早目に指導するために、
一昨年でありましたか、企業診断を
行なつております。縫製加工業に、こ
の行田地区の業者の一部を転換さすに
は、どういふふうにしたらよいかとい
うことにつきまして、若干の結論を
得て指導して参つたわけでありま
す。それからもう一つは、普通の繊維関
係の輸出産業と違ひまして、消費者
の需要構造の変化でありますれば、こ
れは一時の不況といふことと違ひま
すので、その転換と同時に業界がうま
くしのけるようにいふことで、当時の
中小企業安定法に基きます調整組合
を作り、生産制限あるいは設備制限と
いったことの指導もして参つたので
ございまして、不幸にしまして、あとの方の
調整措置は、行田のみでございませ
んで、全国的な問題でありますから、業界
内部の意見不一致のためにその成果を

この行田地区の業者の一部を転換さすに
は、どういふふうにしたらよいかとい
うことにつきまして、若干の結論を
得て指導して参つたわけでありま
す。それからもう一つは、普通の繊維関
係の輸出産業と違ひまして、消費者
の需要構造の変化でありますれば、こ
れは一時の不況といふことと違ひま
すので、その転換と同時に業界がうま
くしのけるようにいふことで、当時の
中小企業安定法に基きます調整組合
を作り、生産制限あるいは設備制限と
いったことの指導もして参つたので
ございまして、不幸にしまして、あとの方の
調整措置は、行田のみでございませ
んで、全国的な問題でありますから、業界
内部の意見不一致のためにその成果を

見せんで、現在に至っております。そこで縫製関係の方はかなり現在まで成果をあげているものと見受けられております。生産金額にしまして、年間約二十億近いものになっているようでございますので、現在におきましては、おそらく昨年あたりのたびの生産にやや近い生産をあげているのじゃないだろうかというふうに推測されております。しかしながらそれだけで、とても関係業者の窮状を救うわけに参りませんので、そこでこれは一部行田地区業者のいわば自発的な転換意欲もありましたのが、丸編み機によりましてくつ下の問題であります。これにつきましても中小企業庁の関係者の方も適切な計画だろと思ひましてその転換については賛意を表し、かつ転換が関係業者全体にうまく運ぶように、つまり一部の業者のいわば先走った抜けがけ的なことにならぬようにというふうな指導もしようと思ひまして、昨年の秋以来関係の業者にはできるだけ早く現在あります協同組合を基礎として、転換の計画を具体的に作るようにということを指導して参っております。内部の利害関係あるいは先行きの見通し難等もありません。現在までにとまると計画は出ておりません。他方転換先でありますくつ下関係の方が、必ずしも好況で生産がどんどん伸びるといふ業界でもありませんので、これはまたある程度調整措置を必要とするような段階に立ち至っております。そこでわれわれとしましては、くつ下自体の生産ないし設備のある種の制限ということも、くつ下業界の安定をはかりますためには必要かと存じておりました、そのための法的な措

置も一部緒についたわけでありませぬ。同時にそういうことによつて、せつかく行田地区の業界がまとまつて転換されるということをはばんで困りますので、そこらあたりどの程度の規模で転換するかということも、目下業界でも話し合ひをしておるようでございます。またわれわれも県当局を督促しまして、早く行田地区の転換の計画をまとめてくれ、そうしないといふくつ下の業界の不況対策措置もどんどん進んで参るのだから、もうこれは半年以上も問題になつておりますから、いいかげんなど早くまとめてくれ、いいことを、やかましく県当局に督促しております。情報によりましてはかなり話も進んで参つて、ある種の目安もつくかというふう聞いております。いずれにしましてもこれは通常の景気変動を受けた業界とは違ひまして、いわば構造変動の犠牲産業でありますので、もとの生産品種でしかも昔の盛況を取り返すというわけにはどうも参りません。この際秩序立つて転換をしてみらうということが必要だろと思ひます。そのためには行田地区の関係業界の一致した努力を特に希望したわけでございます。

○板川委員 問題を分けて一つ質問したいのです。まず三分の二の業者が転業せざるを得ないその原因は、需要構造の変化から来ているのだから、また景気がよくなるというの見込みがない。どうしてもこれは転業せざるを得ないと思つておられます。それで転業する場合、たとえば綿業等については織維工業設備臨時措置法、こういう法律があつて、転業者に対する織機の一台当り買い上げ幾ら、こういうふうになつておりますが、あの法律によります綿織機一台当り買い上げは幾らだったのですか。

○今井政府委員 あの法律には綿織機一台当り買い上げ幾らというふうにはきまつておりません。ただあの法律といたしまして紡績機あるいは織機、それから染色の織物の幅出機、この三つの機械が指定されておりました。将来の需給計画を検討した結果、将来においてもなお余るといふ場合におきましては、廃棄とか格納とか、そういう措置を共同行為として通産省が指示する。その結果、たとえば織機につきましては買い上げの措置を講ずることができるといふことになつておるわけでございます。今まで綿スフ織物織機、絹人絹織物織機、この二つを共同行為の指示対象といたしまして買い上げをいたしておるわけでありまして、買い上げ単価等は予算できまつておるわけでありませぬ。

○板川委員 予算で調べてみますと、政府で一台当り二万七千円を出し、それから残つていく業者が一台当り一万円を負担する。スクラップとして四、五千円、大体一台当り転業者の方に四万円見当をお支払いをする、こういうふう聞いておられますが、大体その見当でありますか。

○今井政府委員 今年度及び来年度につきましては、大体その通りであります。

○板川委員 これはどの担当かと思つておられますが、三十二年の一月に精麦業者の整理があつたと思ひます。小麦の輸入がずつと減つて精麦の規模が過剰になつたからということ、過剰精麦業者の整理があり、そのときにやはり一馬力二万円とかの見当で、転業者に資金が出たと思つておられますが、この間の事情がわかりましたら参考までに知らしていただきたい、これは中小企業庁の担当ではありませぬか。

○岩武政府委員 食糧管理特別会計で過剰精麦施設の処理をしたということ聞いておられます。具体的なことは存じませんが、食糧庁の方で処理したと聞いておられます。ただあれは、私もよく知りませんが、戦後の食糧事情の結果、精麦施設の設置を固として勧奨しと思つておられます。その結果かどうか知りませんが、ああいうふうな企業整理になつたのだと思ひます。そういう特殊の事情も実はあるのではないかと思つておられます。

○板川委員 全体として考えてみますと比較的大企業が不況の影響を受けたり、産業構造の変更等で転業するといふ場合には、いろいろ国家の施策なり対策なりが加えられておるのであります。ところがこの行田地区の産業といふのは、一工場平均十四人というほんとうに零細工場であります。こういうふうな方が組織を起して陳情したりあるいは特別な運動をするという組織的な能力というのですか、そういうものが無いのであります。私は中小企業庁としては、同じ中小企業でも零細な企業ほど真剣な対策をすべきじゃないかと考へるのであります。それでこの行田の零細なたび業者が転業する、これについていろいろの要望がお手元に出ていると思つておられます。第一は、過剰となつたたびマシンを買い上げしてもらいたい。綿織機の場合には、ただいまお聞きの通りに買い上げ

措置が講じられておる。この行田のたび業者の過剰となつたマシンを買い上げするような措置が行政的にもできないかどうか、一つお伺いをいたします。

○今井政府委員 今のお話によりまして、綿スフ織物とか、あるいは絹人絹織物とか、比較的行田より大きなものに対して買い上げ措置が講ぜられておるといふふうなお話がございましたが、これは私は誤解ではないかと思ひます。決してこの絹人絹織物業者が、たび製造業に比べて大きいといふふうなことにはなつていないと思ひます。ところで、織維関係におきまして、今まで絹人絹織物並びに綿スフ織機、この二つにつきまして買い上げを行なつておるわけでございますが、これは御承知のように、綿スフ織物並びに絹人絹織物といふのは非常に大きな輸出産業でございます。従いまして、この二つの業界を健全に発達させるということとは、これは輸出の関係から非常に大事である。そのまゝほりつておきますと、輸出値段が非常に下るとか、国全体として非常に思わしくない事情が起るといふことで、買い上げをやつておるわけでございます。そういう意味合いからいたしまして、この法律にもその業態が指定されておると思ひます。一般的に申しまして、先ほど来お話がありますように、行田のたび産業が構造的な変化からいたしまして、転換を余儀なくされておる。私どもも非常にお気の毒であると思ひますけれども、しかしすぐ國の金をもつて買い上げたらよからうといふことには通じないのじゃないかと思ひます。と申しますのは、申すまでもなく、企

業を興す場合には、これは自由な立場でございませうから、従つて、原則から申しますれば、その際転換なり何なりの場合にも、国の税金の形の予算といふふうなことにやなくて、業界の共助なりいろいろなことでもつてやるのが建前ではないかと思ひます。ところが、先ほど申しましたように、この縮スフ並びに縮人縮は非常に大きな輸出産業である、これは全国的にまたがつて非常に大きな輸出産業でございませう。従ひまして、これを健全に発達させるという意味合いからいたしまして、しかもこの不況下において業界自体力がない、そこで、国がやむを得ず補助いたしまして買上げておるといふ状態でございます。従ひまして、ほかの産業が困つたからといつて、それにすぐ右へならうのはどうかといふふうな感じを持つておる次第でございませう。

○板川委員 私は縮スフ関係を非難しよつたという気持じやない。事業の規模が行田より小さいというお説でありませうが、どうも私には今手元に統計がございませぬからわかりませんが、一工場十四人というのは、かえつて行田の方が私は小さい規模だといふふうな感じでおるのですが、その点は議論の目的ではありません。ただ、今のお説ですと、輸出産業だから保護をする、そして不況のために自力で何とかやれないからやむを得ずこうやるんだと言われるが、私は同じ形式で行田のたび産業の転換に援助してほしい、こういうことを要求しておるのではない、同じ形式でなくともいいのであります。先、そういう輸出産業、比較的大規模な産業等については、ともかく政府が

何らかの措置を講じてやる、しかし行田のたび産業は、これは自由な企業だから、政府は何らかの対策もしてやる必要はない、こういうお説じやどうも私は工合が悪いと思ふ。それで、国家で買ひ上げるという同じ形式でなくとも、たとえば企業整備転換に対する中小企業庁の予算等の中から、これに何らかの援助をするような方法は他にないものか、行政的措置でもいふからできないものであろうか、こういうことを聞きたいのであります。

○岩武政府委員 行田の転換問題につきましては、われわれも、今お説のように、設備の買ひ上げといふようなことではなくて、その他の面で十分な援助をしたいと思つておられます。ただ、問題はいろいろ援助しようといふことを考へておられますが、行田の諸君が、どうもわれわれの見るところでは、うまく組合としてまとまつて行動されていらないように思つておられます。たとえば転換資金を商工中金から貸し出しをさせようと思つておられますが、組合として動かなくて、個々ばらばらに、いわば早い者勝ちといふふうな格好でやつておるように思ひます。そういうことでは、お説がありましたように、公平な、秩序ある転換といふことはなかなかできませんし、あとへしこりを残します。せつかく協同組合がありますので、何とか組合としてまとまつた転換計画を立てられて、一致して、上手に、秩序立つた行動をされるようにといふことをお願いしておられます。先ほど来申しましたが、実は行き先の業界である丸編みのくつ下の方も不況だといふことで、そろそろ設備の

制限も必要だといつておられます。それまで何らかの範囲で行田の諸君が転換に間に合ふように、いわゆるある種の、言葉は悪いですが、ワグとかいふことについて、せつかく努力していくようにといふことをやつておるわけでありませう。それから話がますますまゝあります。それから、商工中金あるいは中小企業金融公庫等にも転換資金については、十分なめんどうを見るようにといふことはいいと思つておられます。あるいは、真の当局の方も、聞くところによりませうれば、転換におくれてどうしたらいいかわからぬといふふうな、いわば零細企業者に対して何らかの措置を講じたいといふことで、せつかく商工部の諸君がいろいろ案を立てられておられます。そういうふうな、われわれとしましてもできるだけのことをしたいと思つておられますが、ただ、ばらばらで早い者勝ちといふことでは、これはとてもいけません。そこらあたり、私も行田の諸君が来ますたびごとにやかましく言つておられますが、なかなかむずかしいように存じております。今後ともそういう方向で努力して参りたい、こういうふうな考へておられます。

○板川委員 確かにお説のように、行田の業者の一部では早い者勝ちという傾向があります。これは非常に悪いのであります。業界として秩序ある転換をはかるべきである、それには私は県の商工部で、もつと積極的な指導をやるべきだと思つておるのであります。どうも県の商工部がそういう点ではあまり積極的でないと思ふ。これはまた機会をあらためて他方面に話をいたしますが、一つ中小企業庁として

も、なお御指導をしていただきたいと思ひます。それからくつ下下の転換の問題であります。業者が転換を希望しておる。ところがたゞいまお説のように、既存のくつ下業界も今のところ不景気だ、こういうふうなことで、行田のたびも転換するのはいかぬ、設備規制をしてほしいといふ声があつたといふことであります。が、私も前からこれは聞いておるのでありませうが、この既存のくつ下業界の状態、これはどういふような現状だか説明を願ひたいと思ひます。

○岩武政府委員 くつ下の業界といひますが、これはフルファッションの方ではありませぬ、まる編みのメリヤスの編立機を持つておられます業界のことでありませう。関係の事業者の数は昭和二十五年末には千四百名余りでございませうが、現在ではちよつと倍ぐらになつて、二千二百名をこしておられます。そして現在の団体法に基きまして工業組合を組織しておられます。大体組合員が千八百名、約八割五分近い数であります。それぐらゐな業界になつておられます。それで設備の関係が二十五年末には一万六千台ありあつたものが、現在では三万台をこしておる、つまり倍近くになつておるといふことで、その結果くつ下の生産高が二十五年に四百七十万ダース余りであつたものが、昨年の統計ははつきりわかりませんが、一昨年の三十二年では千九百五十万ダース、約四倍半以上になつておられます。なお昭和三十三年の一月から八月まででも千二百四十万ダースぐらゐになり非常にふえておる。しかもこの状況は、景気がいいからふえて

おるといふよりよるな状況は当初若干見られましたが、最近ではそうではありませぬで、価格はかなり下つて、昨年の十月あたりでは、昭和二十九年に比べて約半分といふふうな状況であります。あるいは採算もかなり悪くなつて、中には倒産した業者もあるようでございます。そこでそういうふうなことで、この業界の全体の安定を阻害いたしませんから、今度団体法の規定に基きまして、そのまる編みの編立機を持つておられます業者に対しては、設備の増設を抑える措置を講じておられます。これは去る二月の初めにこの規則を出したわけでございます。これはひとり工業組合員だけでなく、アウト・サイダーにも同じように及ぶますので、行田関係の問題がございませうから、新設つまり今から新しく始めようといふ人の問題はしばらく見送りをまして、行田の転換ともならみ合せましてある種の措置を講じて、時期至ればあるいはその新設の方も抑える必要があるのではないだろうかといふふうに見ておられます。その時期等につきましては、もう少し転換業者の関係を明らかに合せてからいたしたいと考へておられます。いずれにしても、先ほど申しましたように、くつ下の方も決して楽ではない、この方もたびに劣らぬかどうかといふほどではございませぬが、かなり不況の様相を濃くしておられますので、何らかの調整措置が要るという状況でございます。

○板川委員 くつ下業界も一般的には非常な不況で、組合には増設は規制をしておる、しかし新設については行田の転換等も考慮して、まあ時期をただいま考慮中、こういうお説であります。

す。その処置を感謝するわけでありませんが、聞くところによりますと、化繊会社の大手の会社ですね、これらの重役で会社をやめられた、あるいは幹部級で会社をやめられた、こういう人たちが傍系でつく工場を五百台、千台という規模で作って、そうして原料は親会社から持ってくる、こういう動きが非常にあると聞いておるのでありますが、これに對して中小企業庁は、どういふように対処をされるつもりでありますか。

○岩武政府委員 実はそういうふうなことも昨年の秋以来聞いておりますので、従ってそういうものが出ないよう、設備の新設を抑えようというところは考えたわけでありませうけれども、どうも片一方に行田の問題がございますので、まあしばらく待とうということにしております。あまり大規模な業者が自分の資本力で出てくるのはまずいかと考えております。ただいろいろこの糸の供給その他を通じて、かなり系列的な企業形態もあるようでございしますが、現にすでにたびをやっている行田の諸君のうちにも、そういうものが若干あるようでございます。まあこういうのはどうも推奨する形ではないと思ひますが、やはりある程度はやむを得ないかと思つております。直接大資本によりましてつ下の製造ということとは、できるだけ自省してもらいたいと考えております。

○板川委員 先ほど中小企業庁としては、既存のくつ下業者と、行田の転換しようというくつ下業協同組合ですか、ここで何とか話し合ひを円満にさせていくように仲介の勞をとつておる、こういうことであります、その後その問題はどつういふふうに発展しておるのですか。

○岩武政府委員 まだ最後の話し合ひはできておらないように聞いております。ただ話の空気は割合協調的に進んでおるといふふうな情報は得ております。役所が中へ立ちまわして何台かいいとか、何台が多過ぎるとか、何台は少な過ぎるといふことは語りべきことじやないと思ひます。ことに将来の業界の運営の問題もございします。転換いたしますればやはりくつ下の業界になりますので、あまりあとにしこりを残すような形で転換を無理に進めるということとはまずいかと思ひますから、両方が円満にいくように外からアドヴァイスする、こういう状況でございます。

○板川委員 昨日の埼玉の新聞で、中小企業庁長官が現地を視察した、こういうことがちよつと新聞に出ておりました。まあほんとうに実情を調査されて、一つ具体的な対策を今後ぜひとも立てられ、また指導をしていただきたいと思ひます。中小企業庁のこの設立の趣旨からいいますと、やはり中小のうちでも零細、下の方に一つ真剣な対策と考慮を払つていただきたいということを要望いたしました。この行田及び産業転業についての私の質問を終わりたいと思ひます。

○長谷川委員 航空機工業振興法の一部を改正する法律案及びプラント類輸出促進臨時措置法案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので順次これを許可いたします。板川正吾君。

○板川委員 たいだいま議題となりましたプラント類輸出促進臨時措置法につ

いて、若干の質問を申し上げたいと思ひます。まずこの法案を要約すると、どういふことを目的として、またどういふことをやろうとしてこの法案を提出されたのか、一つ簡単に要点を説明していただきたいと思います。

○小出政府委員 プラント類輸出促進臨時措置法の提案の趣旨でございますが、終局の目的といたしましては、日本の輸出の中で、今後ますます重要な比率を占めると思われまますプラント類の輸出促進といたしまして、御承知の通り従来これらの輸出は必ずしも順調に業績を上げていないという、その根本的な欠陥が見られます点を是正したいという点でございます。そのためには、第一にはこのプラント類の輸出につきまして、いわゆるコンサルティングの態勢が日本国内において非常に弱体である。従ひましてできるだけすみやかに強力なコンサルティング体制を確立したいということが、一つの要点でございます。

それからもう一つは、従来プラント類の輸出をいたします場合に、すべてこのコンサルティングから設計、最後の製造、引き渡しに至るまで全部輸出者あるいはメーカーそれ自体の企業リスクに基いて輸出をしなければならぬ。従ひまして、輸出先の相手方から、輸出業者である日本のメーカーなり輸出業者に対しては、いろいろ品質なり性能その他の点につきまして保証を要求されるわけでございますが、まだ日本の技術等が海外にそれほど十分に宣伝が行き届いていないし、また信

頼度が先進国に比べて少いという現状から、非常に多くの保証を要求される、従ひましてそれを全部企業自身のリスクでやらなければならぬという関係から、どうしてもこの輸出意欲というものが、あるいは輸出価格というものにつきまして、それらのリスクをコストの中に織り込まなければならぬという面から、国際競争におきましても不利な条件をしいられる場合が多いわけでありまます。従ひまして、それらの点をカバーいたしますために、コンサルティングの欠陥に基いて起きますいろいろな保証条項に基く違約金の支払ひ等につきまして、政府が補償をするといふことによつて安心してプラントの輸出の契約ができるような道を開こう、こういう点が、ごく簡単に申し上げますれば、この法案のねらいでございます。

○板川委員 こういうような措置が外国に例がございませうか。——なぜ日本だけこういうものが必要とされるか、その間の説明をしていただきたい。

○小出政府委員 諸外国と申しましても、要するに日本と競争関係にありませう機械工業等の非常に発達してあります、米英あるいは西独、ベルギーその他の先進国におきましては、もちろん今回の法案においてねらいとしたしておりますようなリスク補償制度というものはとつておりません。これは要するに、それらの先進国におきましてはコンサルティングの体制が非常に確立されておりました、特に米国におきましては非常に強大なコンサルタントがすでに育成確立されておりました、すべて生産あるいは輸出をいたし

ます場合におきましては、まずこれらのコンサルタントに調査、設計を全部依頼いたしました、工場が完成し、引き渡すところまで、全部をコンサルタントにやつてもらふという慣行がすでにでき上つております。従ひましてそれらの資本力あるいは信用力等におきまして、とうてい日本のコンサルタントにおいては太刀打ちできないというような趣旨からいたしまして、日本のコンサルティングがそれらの先進国と並んで競争できるまでの体制を確立する意味におきまして、特に日本においてはリスク補償というような制度によりまして、これらのコンサルティング体制の強化に資していただきたい。こういう趣旨であります。

○田中(武)委員 たいだいまの局長の御答弁に関連いたしまして、御質問いたします。

局長の御答弁によりますと、先進国というが、今までプラント輸出をしていける各国にあつてはコンサルタントが十分に組織的にあるからこういふ必要がないのだが、日本にはないから、こういうことのようにですが、それではそういうことを国で補償しないで自主的にやつておる、たとえばアメリカ、イギリスといつたようなところでは、コンサルタントはどつういふような経過をたどつて発展してきたのか、一つお伺ひいたします。

○小出政府委員 諸外国におきまして、特にアメリカ等におきましてはコ

ンサルタントが非常に強力なものがすでに確立されておるといふことは申し上げたわけでありまして、これがどういふような経過により、そういうふうな程度にまで発展したかというお尋ねであります。これはもとよりお尋ねいただいた輸出面においてのみならず、国内における工場の建設、設計というふうな面におきましても、これらの先進国におきましては製造業者、あるいは注文者自身が、まずそういった専門のコンサルタントに精密な設計あるいは工場の建設というふうなところまで相談をするという体制が、国内的にも、すでに古くからできておりまして、従いましてこれらのコンサルタントに全部まかせて、その優秀な技術者の調査の結果を信頼して、あとはただ紙を回せばすぐ工場を運転できるというふうなところまで、全部これにまかせたあたりで工場を運転する、こういうような慣行が国内的にもでき上っております。従いまして自然これらのコンサルタント相互間におきましても、できるだけ優秀な技術者を養成し、これらの要請にこたえていくということが、従来からそういう体制ができておる。従いましてこれらのコンサルタント自身の信用力、また資本力も漸次非常に強大となり、さらに進んで海外に対して輸出をする場合においても、これらのコンサルタントがまず前面に出ていくという体制ができ上っております。こういうような経過でございます。

○田中(武)委員 私のお伺いしたいのは、いわゆる外国というか、先進国がプラント類を輸出する。それを作るメーカーといいますが、こういう工場、会社と別個にコンサルタントが発展して

てきたのか、あるいは最初のうちはそういう重工業関係の工場が、その会社の一つの仕事としてそういうことをやりながら逐次発展してきたのか、その点をお伺いしたい。

○小出政府委員 その点につきましては両方の場合があるわけでありまして、特にアメリカ等におきましてはコンサルタントが専門の事業として、メーカーなり輸出者とは別個に発達を遂げたようにございまして、ただヨーロッパにおきましてはメーカー自身、製造業者自身の内部にコンサルティング部門を持つておりまして、それが漸次発達し独立していった、こういうような傾向をたどったように何つております。

○田中(武)委員 関連ですからあまり時間をとつてはどうかと思つておるが、なぜかというところをお尋ねしておるかというところ、この法律を見ました場合に感じるところは、なるほどプラントの輸出を日本の現状において振興させることが必要であるということはおよくわかる。しかしこの法律によつて恩恵を受けるところは、いわば一人歩きのできる大きな重工業関係のところばかりである。これが一人歩きができないところならば国の援助も必要である。大きなところで一人歩きができるに、かわらず、特に政府が予算をつけて若干ではあるが補助をする、そういう点が何だか高いところへ土盛りしているような感じがするのでお伺いしているわけなんです。というのの当然さういふことはプラント類を輸出する重工業においてやらねばならぬ仕事ではなからうか。そういうことに対して国が補助しているというふうな感じを持つ

ので、もちろん一方において中小企業の補助も考へておられるでしょうが、どうも一方的な大資本、ことに日本のプラント協会に名を連ねている十何社は、いわば独占的な大企業ばかりです。そういうところにお伺いする必要があるのかという疑問が一つ。もう一つはちよつと所管が違いますが、続けてお伺いします。これは今までは国がやるから補償という言葉を使つておるが、事実は保険制度だと思つておる。そうすると従来の保険制度でございまして、従来は保険制度でございまして、それがやれるのじやなからうか。特に国が特別な補助等をやらなくたつていいのじやないか、こういうようなことが考えられますが、その点をお伺いします。

○小出政府委員 まず前段のプラント輸出につきまして、特に政府がこういう援助をする場合におきましては、結局大メーカーと申しますが、大企業にのみ恩恵が及ぶのではないかと。さらに逆に言へば大企業自身でやれるのではないかと、こういうふうな御趣旨であるように伺つたのであります。実はプラント輸出というのには御承知の通り一つの契約金額も非常に大きなものであります。一つの単体の機械を輸出する場合と異なりまして、広い意味でプラント輸出といふ場合は、五万ドル以上というふうなものが通常の相場であります。従いましてこれらは大企業におきましては、一社だけではとうてい受け切れないという場合が非常に多いわけでありまして、大企業はもちろぬ、関連の下請企業、その他部品関係で中小メーカー等全部総動員いたしました。これらの契約の履行に當るわけ

あります。従いまして大企業自身が、すでにこういうコンサルティング体制が不備であるということに基いてプラント輸出が非常に伸び悩んでおるといふのが実情でございます。従つてプラント輸出というのを重点として考えます以上は、やはりこういう国家的な何らかの助成措置が必要である。そのことがひいてはこのプラント輸出契約の当事者、これは大企業である場合が、契約の性質上多いかと思つておられるけれども、それは大企業に關連する下請関係その他の中小企業にもこれらの恩恵が当然に及ぶというふうなことを考へるわけでありまして、従いましてプラント輸出ということの一つの特性から考へますと、こういう制度が必要であらうか、かように考へるわけでありまして、それからこのリスク補償制度は、お示しの通りその性格は相互保険的なものでございまして、けれども、しかし従来の為替損失補償制度とか、その他いろいろの保険制度等もございまして、けれども、こういうコンサルティングの結果に基く保証条項の違約金支払いに対して補償するという制度は、従来は全然ないわけでありまして、従つてこういうコンサルティング体制に關連する一種の保険的な運用というものは、いろいろ手を打つて参りましたけれども、既存の制度活用ではこれをまかない切れないというところをございまして、従いましてここに新しい別個の制度としてこういう制度を確立したい、こういう趣旨でございます。

○田中(武)委員 もう一問だけお伺いします。今局長のお話では、なるほど大企業といへども一社でやるには負担に耐えかねる。従つて、そういう大企業が現在では寄つて日本プラント協会といふものを作つて、一社ではやれないけれども、そういう十数社の大企業がお互いに寄つてやろうとしておる。それならそれでいいじやないか。にかかわらず、それでいいじやないか、ゆる土撥りをする必要があるのか、こういう疑問を持つわけです。

○小出政府委員 お話の通り今回の法律に基く業務を委託することを予定しております。プラント協会は、正式会員は十九社で大体大企業が多いわけでありまして、それらが集まりまして何か共同体制を構立することによつて、先ほど来申しておりますコンサルティング・リスクをカバーするようないふことはできないかという御趣旨でございますが、現在のこの体制においては、その点がどうして一社においてははあつて、できない、共同いたしましたとしても、その理由は要するにコンサルティング体制というものが日本の場合におきましては、まだ海外の十分な信用を博するまでの経験を積んでいないといふこともございまして、輸出先である相手国からいろいろのギャランティを求められるわけでありまして、そのギャランティに基きまして、起つて参ります違約金支払いのリスクというものは、全部企業自身が負担をしなければならぬというのが現状でございます。従いましてそれらの企業自身のリスクといふものを、お互い同士だけでこれを負担するということだけではとうていまかない切れない。企業自身として、はそれだけでは非常に不安心でございます。当然輸出価格の中にそれらのリスクを織り込まなければならぬ。

従つてコストが高くなるという事は、結論において国際競争入札等の場合におきまして、日本の輸出が不利になる。従つてチャンス逃がすという様な結果にもなるかと思ふのであります。従いましてそれらの背後において政府自身がこれらに対して、場合によつては補償金を支払うという制度を確立しておきますれば、これらの企業は安んじて—そいつた場合における企業自身が全部のリスクを負わなくて済むわけでございますので、コスト面におきましてまた契約面におきましても、非常に円滑に輸出契約が促進されるのではないかと、こういう趣旨であります。

○板川委員 大体この法律による補償契約の業務を指定機関に委託する、その指定機関はプラント協会、ただいまのお話からいってどういふことであるか、そこで伺ひたいのですが、プラント協会の現在の構成メンバー十九社といたしまして申しましたが、一応十九社の社名を言つてもらひたいと思ひます。

○小出政府委員 この社団法人日本プラント協会が発足いたしました当時に、おいては、会員は十一社でございますが、その後漸次ふえて参りまして、現在十九社であることは先ほど申し上げた通りであります。その会員十九社の会社の名前を申し上げますと、石川高重工業、川崎重工業、神戸製鋼、小松製作所、新三菱重工業、住友機械工業、東京芝浦電気、新潟鉄工所、日本製鋼所、日立製作所、日立造船、富士電機製造、藤永田造船所、三井造船、三菱造船、三菱電機、三菱日本重工業、明電舎及び安川電機製作所、以上の十九社でございます。

○板川委員 この協会を運営しておる責任者及び協会におる従業員の数はどうですか。

○小出政府委員 役員といたしましては、会長が三菱造船の社長であるところの丹羽さんであります。それから理事長といたしまして常勤しておられるのが井上春成さん、理事は今の会員会社の十九名、別に監事が二名でございます。これが役員及び代表者であります。職員といたしましては本部と、それから御承知の通り海外活動をいたしておられますので、海外事務所が七カ所ございます。本部の方には職員が三十一名おります。そのうち技術者が七名でございますが、そのほかに別に各関係会社から技術嘱託というところで十三名、その他一名、従いましてこれを含めると職員は四十五名ということになります。海外事務所はペンコック、ニューデリー、パキスタン、カイロ、メキシコ、リオデジャネイロ、ヴェノスアイレス、合計七カ所ございますが、その職員数は、駐在員が九名、それから現地で採用しました職員が十五名、合計二十四名、現在こういうふうな状況になっております。

○板川委員 このプラント協会には、希望するものはだれでも自由に加入できますか。

○小出政府委員 このプラント協会の会員でございますが、これはもちろん定款の規定によりまして、会員は正会員と賛助会員ということになっております。正会員は機械輸出プラントに對し十分の実力を有する製造業者の中で、この会の目的に賛成し、協力しようとする法人でありまして、そして理事会の承認を得たものとする、こういうことになっております。従いまして理事会の承認があれば入会できるわけでありまして、すでに発足当時の十社から十九社と漸次ふえてきておりまして、この十九社に限定をするという趣旨はございません。それから正会員のほかに賛助会員というのがございます。現在のところは賛助会員はございませんけれども、賛助会員というの目的に賛成し、協力しようという法人で、やはり理事会の承認があれば賛助会員になり得る、こういう道が開いてあります。

○板川委員 理事は十九社の代表ということになっておりますね。そうしますと、現在十九社で作つておる理事会の同意がないと—プラント輸出する能力がある法人あるいは実力のあるものとかいふ条件がありますけれども、輸出能力がある法人でも、理事会の同意がないと、はいれないという場合もあり得るわけですね。

○小出政府委員 形式的に申しますと理事会の承認がなければ会員になれないわけでありまして、従つて実力も、しかも大いに協力しようと思つておつても理事会が拒否すれば、はいれないわけでございます。けれども、過去において入会の申し込みがあつて、これを拒否した例は一件もございませんし、またこの会の趣旨から申しまして、できるだけこのコンサルティング体制を強化していく、それは結局業界全体の利益になるわけでございますので、今後とも門戸を十分開きまして、理事会の運営等につきましては、役所も監督してござります。

から、それらの点については遺漏のないようにやつていきたい、かように考へております。

○板川委員 本来なら、コンサルティング体制を強化するならば、特殊法人か何かではつきりしたものを作り、しかもそれが中立的な、どの会社にも片寄らない運営をされなくちやいかぬと思ふのです。国の業務は一切日本プラント協会にまかせる、その公正に運営すべき協会が大抵十九社だけであり、しかも入会することには同意を得なくちやならぬということでは、どうも運営が大企業独自の一方的な運営をされて、せつかく国家の業務を委託するのでも、そういう条件があつては困ると思ふのです。これは規約等をちよつと見たのですが、そういう点がはつきりしないので、私はプラント協会の運営は、今後この法律が実施されるとなる多々問題があると思ふ。そういうことで質問をしたのであります。そういうその加盟条項については、希望者があれば、少くとも過半数とかあるいは申し込みがあれば、これこれの条件である限りはそれを拒絶しないとか、こういうふうなことに變える必要があるのではないかと思ふのですが、いかがですか。

○小出政府委員 今回のコンサルティングに伴う輸出補償制度の業務を、これは本来政府の業務でございますが、すでに経験もあり、また業界全体の協力態勢のできておる適當の機関を指定して、いわゆる指定機関と申しておりますが、これに委託をするという法律上の建前になってござります。その委託をする先は、すでに予定してござります。これはこの社団法人日本プラント協会であり、またこれ以外にないと思ふのであります。そこでただいまお示しになりましたように、本来ならばこの法律の眼目と申しますか、コンサルティング体制の強化ということが一つの大きなねらいであります。關係上、単なる社団法人でなくて、もつと強力な特殊法人と申しますか、政府も出資をして、そういう非常に強力な特殊法人の方がいいのではないかと、私は、まことにこのこともござります。私ども実はそういうことも立案の經過においては当初考へたのでござります。やはり特殊法人ということになりますと政府出資というふうな關係もござります。今回はそれらの点につきまして、一応社団法人のままのプラント協会が発足するということにいたしました。従いまして、その点につきましては、三十五年以降等におきましては、できるだけそれよりいつたコンサルティング体制をほんとうに強化するための別個の措置も考へていきたいと思ふ次第であります。

そこでとりあえずこの社団法人で発足するわけでございますが、これにつきまして、あるいは規程の面におきましては、今回新しく政府の業務を委託してござりますので、その面につきましては当然それに即応するような何らかの事務的な機構なりあるいは規約面における改正を行わなければならぬ、こういうふうな考へてござります。従いまして協会の会長その他もすでに内々御相談をいたしておるわけでありまして、今お示しのようにこれがごく一部の業界のみに利用されるよ

うな格好になるという事は、もちろん十分配慮しなければならぬ点でございます。ほんとうに日本全体としてプラント輸出を促進し得るような体制を作ることにつきましては、十分その点、協会の定款なり規約面につきましても配慮をいたしたいと思っております。さらに法律面におきましても、御承知の通り特にこの業務を委託する関係につきましては、単なる民法上の監督のほか、この法律に基く特別の監督規定を入れておるのであります。それらの点については十分一つ運用面においては気をつけていきたい、かように考えております。

○板川委員 プラント協会に、三十四年度事業費といいますが、活動費といいますが、どのくらい使われており、それに対して国庫の補助がどのくらいあったか、三十三年度と今度の予算と、ちよつと知らしてもらいたい。
○小出政府委員 従来の社団法人プラント協会の経理の状況でございますが、現在出資金としましては三千万円、国庫補助金といたしましては三千万円からでございますが、三十三年度からずつと出て参りまして、三十三年度においては一億四千二百万円でございます。会費は三十三年度においては八千万円でございます。そのほか事業収入、これは見込みでございますが、今年度二千八百万円というよりな予定でございます。これに對しまして三十四年度の国庫補助は一億五千九百万円というところでございます。海外事務所等につきましても、たとえばカイロの事務所の駐在員等も一名増員するといふよりな予定であり、さらにテヘランにつきまして増設を予定しておるとい

よりなこと、海外活動等につきましてもさらに強化をしていく、こういうふうな予定になっております。
○板川委員 この法律を一回ざつと読みますと、先ほど局長も言いましたように、プラント輸出をどうしても伸ばさなくちゃいけない。そのために従来プラント輸出の盲点であったコンサルティングの体制が弱いからこれを強化しなくちゃいけない。強化する方法としてはコンサルティングの欠陥による損害が起きた場合には、保険制度みたいなものでこれを補償する、国家が補償する、こういうふうなことが言われた通りであります。内容を検討いたしますと、輸出第一主義という通産大臣のもとで、非常に輸出に重点政策を置くと言っておるのですが、国家の方としては名前を出したのが、実際金はいり出さない。それから補償事業費は原則として保険料で収支まかなうという建前、コンサルティング体制の強化というが、これは通産省は、国家は何もしないで、結局プラント協会に一切まかせる。そしてまかせられたプラント協会の構成はというと、大メーカー十九社が占めておる。こういうように検討すると感ずる。で、国が本気でやるならもつとしっかりとやるべきであつて、この程度のことならば行政指導でもやれるんじゃないかという疑問を一つ持つのです。さつき申し上げましたように特殊法人を作つて、国も出資して、そうして公正に運営してやるようにし、プラントの輸出を伸ばす、こういうことなら話がわかるのであります。そうでないならば、従来のプラント協会を行政指導で強化するといふよりなことでもできるんじゃないか、法律であえて

作らなくてもいいじゃないか、こういう疑問が起きますのであります。その点はどういうふうにお考えであるか。それから第二は、この法律で利益を受ける。——恩典を受けるというのか、恩典を受けるものがあるのか、どこも金を大して出さないのですから、そうすると結局法的な裏づけ、権威を持つプラント協会だけじゃないか、プラント協会だけが、この法律ができて、一つの法的裏づけができ、権威を持つことができないんじゃないか、しかもプラント協会は、再三申し上げますように大手の十九社が、これが同意がない限り入れない。しかもこれが一致した運営をしておる、と考へますと、どうもこの法律案が通つて、ほんとうに利益を受けるのはプラント協会だけじゃないかという感じがするのです。が、この点についてどういふふうにお考えですか。

○小出政府委員 前段の、こういうプラント類の輸出促進に關連いたしまして、コンサルティングのリスクを補償するについては、特に法律による制度を設けなくても行政指導でやれるのではないかという点でございますが、これはやはり法律によりまして、また一方予算総則におきまして政府自身が、業界と補償契約を結ぶわけでございますので、その補償契約の締結の限度なり、また業界から一定の補償料をとる、またそれを一般会計に入れて運用していくという面でございます。事故が起りました場合には、政府が最後に一定の補償金を出す。つまり業界と政府とが両方でこのリスクを負担するといふ制度でございますので、やはり法律なり予算措置がなければできない、かように

考へるわけでありまして。もちろん御指摘の通り、政府の側における財政上の措置が非常に不十分じゃないかという点につきましては、まず先ほどお答え申し上げましたコンサルティング体制の強化に伴いましてその面から特殊法人を作る、政府が相当の出資をして特殊法人を作つて、ほんとうに強力なコンサルタントを作るといふ面については、遺憾ながらまだこの法律においては、そこまで実現されておりませんけれども、将来はぜひその点も考へたいと思ひます。またリスク補償制度自身に關連する予算措置でございますが、これは御承知の通り初年度三十四年度におきましては補償金が百万円、プラント協会に對する業務委託費百万円、非常に少いようでございますが、その前の年の補償金百万円と申しますのは、これは、表現は悪いわけでありまして、これは、表現は悪いわけでありまして、いわば見せ金と申しますか、と申しますのは、プラント輸出に伴う違約金を払うのは、実際には三十四年度における輸出契約をスタートとして考へた場合におきましては、大体二年ないし三年先になるわけでございます。相手方に、設計をし建設をし、工場を引き渡す、そうしてその工場を運転したあとで初めて保証条項に照らして違約金を払うか払わないかという問題が起るわけでございます。従つて少くとも初年度あるいは第二年度まではそれほどの金は実際には要らないといふ意味でございます。従つて、三年目くらいからは、その間における事故の発生率等の経験値に基きまして随時予算措置をしていくわけでございます。また一方予算総則におきましては補償契約の締結限度として三十四年度には

六十億円計上してございます。これによりましてこの補償率あるいは補償額の限度等を逆算いたしますと、三十四年度には補償契約の対象として四百億円くらい輸出契約ができるという計算になっておりました。これによつて実際には十分まかなえると思ひます。ただ、このプラント協会に對する業務委託費百万円、これは確かに決して多額ではございません。私も是非常に不十分だと思ひますけれども、これも協会内部の経費のやりくりによつて、できるだけこの方に力を注いでいきたいと思ひます。

それから第二点の、こういう社団法人のみが恩恵を受けるのではないかというところでございますが、もちろんコンサルティングの体制を強化するといふねらいから申しますれば、さしあたりはこの社団法人日本プラント協会が日本における代表的コンサルタントの、その意味においてはほとんど唯一のものでございますので、これを強化するといふことはぜひ必要でございます。その面におきましては当然このプラント協会に恩恵がいくような措置をしなければならぬと思ひます。また同時にプラント契約をいたします当事者である輸出業者あるいはメーカーそれ自身に恩恵が及ぶわけでありまして、ことに先ほどもお答え申し上げましたように現在十九社でございます。これを一つも、これをもつて門戸を閉ざすわけではございません。特にこの關係については、政府も十分の監督をし、そのための監督規定も入れてあるわけでありまして。今後運用面につきましては、一つ十分プラント輸出に關連するすべ

の業界に、この制度が均霑するような措置をとつて参りたい、かように考えます。

○板川委員 プラント協会が唯一のコンサルティングの機関だと言われる。そこで私をお聞きしたいのは、外国からこういう工場を作りたいが、日本の業者が一つどこがいいか、予算はどのくらいだというような引き合いが参りますね。これはこのプラント協会の窓口に一応全部入りませう。その場合、コンサルタントを海外に派遣して設計を出すにしても、たとえはそういう引き合いがきたときに、海外にコンサルタントを派遣する場合、三十一人の協会の人ではこれは間に合はずはないですね。私きのう行つて見ましたけれども、これは技術の権威者が全部そろつてはいるわけではない。そうしますと加盟十九社の中から主として最高技術者というものを抽出して、それでコンサルタントを構成して向うへ行く、こういうことになりませうね。そうしますと、どうも私の感じではやはり最初の疑問が何としても抜けないのですが、この引き合いがあったときに十九社以外には一十九社でできなければ別ですが、できるものはないか一応十九社でやるかやらないか理事会で諮るでしょうから、全部やつてみて、じゃ君のところはこのところを、こういうことになるのじゃないか、そうしますと、どうして十九社に片寄つていく、こう思うのです。だから政府が公正な政府の機関に委任するならば、どうもプラント協会はまずいと思つて、どうも、そういう十九社が利益を独占するよきなことは、この場合考えられませんか。

○小出政府委員 先ほど私がお答えいたしました中に多少言葉が不十分であつたかと思つて、日本のコンサルタントとしては社団法人日本プラント協会が唯一であるという意味ではございませんで、国際的に相当信用力も将来できるであろうと思われる強力なものである、こういう意味でございまして、すべてのプラント輸出に關する引き合いを、全部このプラント協会が一手にやるといふわけではございませぬ、またすでに既存の、弱体ではございませぬけれども専門のコンサルタントも相当日本にはあるわけでありまして、それらも同時に育成しなければならぬ、こういうふうな考へるわけでありませぬ。

○小出政府委員 先ほど私がお答えいたしましたので、政府自身もその中に入りまして十分相談をして、公正にきめていきたいと思つて、また実際の技術者をそれらの設計なり調査に派遣いたしまする場合におきましては、その引き合いがございました契約の内容に應じて、その一番関連のある業界から一番適切な技術者等を選びまして派遣することにならうかと思つて、協会自体の職員は三十名でございますけれども、先ほど申し上げましたように、技術嘱託として十三名ございませぬし、十九社と申しまして、先ほど申し上げましたように、この十九社というものは、プラント輸出関係のメーカーをほとんど網羅してございまして、日本の造船あるいは重電機あるいは重機械関係の代表的メーカーは、ほとんど全部入つておるよきな関係になつてございまして、従つてごく一部の業界だけで独占するといふことは考へられませぬし、またそういうことのないように運営すること十分できる、かように考へる次第であります。

○板川委員 プラント輸出メーカーとしては十九社で、一応一つ網羅していき、こうおつしやつておる、しかしこの法文の目的はプラント輸出を盛んにする、伸張する、これが目的なんです。ね。どんでん伸びていつた場合、これは十九社だけが全部一手に引き受けるのではありません、十九社以外のものもそのプラント輸出が盛んになれば、今までは大手じゃなかつたが準大手といふものがこれに入り、やがて小さいものが大きくなつて、このプラント協会に加盟するといふ形ではなければならぬ、

○小出政府委員 先ほどから繰り返して申し上げておる様に、現在のところは会員は十九社であり、またこの十九社の顔ぶれは、造船関係あるいは電気機械関係あるいは重機械関係等につきましては、代表的なところはほとんど網羅しておると申し上げておるわけでありませぬが、もちろんこれに限定する趣旨でないことは先ほどから繰り返して申し上げております。従いまして今後会員として加入してくるであろうと予想されるものも、当然あるわけでございます、今ここでそれがどういふ会社が入るであろうかといふことは申し上げかねるかと思つて、その門戸は十分開いておるわけでございます、また商談がございました場合には、当然その契約が一社だけでは引き受けられないよきな大きな契約が相当あるわけでございます。それらの場合におきましては、そのメイン・コントラクターと申しますか、主たる契約者をきめて、そこが関係のところといふいろいろ相談いたしまして、そして共同して受注するといふよきな例が、すでに過去においてございませぬ。かりにそのメイン・コントラクターになり得るよきなものがこの会の中になかつたといふ場合におきましては、もちろんその会員外のところにもまたメイン・コントラクターになつてもらうといふ場合も

○小出政府委員 先ほど私がお答えいたしました中に多少言葉が不十分であつたかと思つて、日本のコンサルタントとしては社団法人日本プラント協会が唯一であるという意味ではございませんで、国際的に相当信用力も将来できるであろうと思われる強力なものである、こういう意味でございまして、すべてのプラント輸出に關する引き合いを、全部このプラント協会が一手にやるといふわけではございませぬ、またすでに既存の、弱体ではございませぬけれども専門のコンサルタントも相当日本にはあるわけでありまして、それらも同時に育成しなければならぬ、こういうふうな考へるわけでありませぬ。

○小出政府委員 先ほど私がお答えいたしましたので、政府自身もその中に入りまして十分相談をして、公正にきめていきたいと思つて、また実際の技術者をそれらの設計なり調査に派遣いたしまする場合におきましては、その引き合いがございました契約の内容に應じて、その一番関連のある業界から一番適切な技術者等を選びまして派遣することにならうかと思つて、協会自体の職員は三十名でございますけれども、先ほど申し上げましたように、技術嘱託として十三名ございませぬし、十九社と申しまして、先ほど申し上げましたように、この十九社というものは、プラント輸出関係のメーカーをほとんど網羅してございまして、日本の造船あるいは重電機あるいは重機械関係の代表的メーカーは、ほとんど全部入つておるよきな関係になつてございまして、従つてごく一部の業界だけで独占するといふことは考へられませぬし、またそういうことのないように運営すること十分できる、かように考へる次第であります。

○板川委員 プラント輸出メーカーとしては十九社で、一応一つ網羅していき、こうおつしやつておる、しかしこの法文の目的はプラント輸出を盛んにする、伸張する、これが目的なんです。ね。どんでん伸びていつた場合、これは十九社だけが全部一手に引き受けるのではありません、十九社以外のものもそのプラント輸出が盛んになれば、今までは大手じゃなかつたが準大手といふものがこれに入り、やがて小さいものが大きくなつて、このプラント協会に加盟するといふ形ではなければならぬ、

○小出政府委員 先ほどから繰り返して申し上げておる様に、現在のところは会員は十九社であり、またこの十九社の顔ぶれは、造船関係あるいは電気機械関係あるいは重機械関係等につきましては、代表的なところはほとんど網羅しておると申し上げておるわけでありませぬが、もちろんこれに限定する趣旨でないことは先ほどから繰り返して申し上げております。従いまして今後会員として加入してくるであろうと予想されるものも、当然あるわけでございます、今ここでそれがどういふ会社が入るであろうかといふことは申し上げかねるかと思つて、その門戸は十分開いておるわけでございます、また商談がございました場合には、当然その契約が一社だけでは引き受けられないよきな大きな契約が相当あるわけでございます。それらの場合におきましては、そのメイン・コントラクターと申しますか、主たる契約者をきめて、そこが関係のところといふいろいろ相談いたしまして、そして共同して受注するといふよきな例が、すでに過去においてございませぬ。かりにそのメイン・コントラクターになり得るよきなものがこの会の中になかつたといふ場合におきましては、もちろんその会員外のところにもまたメイン・コントラクターになつてもらうといふ場合も

なくともリスク補償契約は一般輸出当
事者であればできるわけでございます
す。ただその補償契約の運営に関する
業務を、この協会に委託するというだ
けのことでございますので、会員でな
くともこれはできるという点につきま
しては、その点の区別は一つ誤解のな
いようにお願いいたしたいと思いま
す。

なお会費の点につきましては、こう
いった趣意の協会といたしましては、
比較的経費も足りないような実情であ
ることはなんでありませうけれども、こ
れらは協会内部の経理の問題でござい
ますので、なお今後経理状況等を見ま
して、適正なところに運用していき
たいと考えております。

○板川委員 本日はこれで質疑を終り
ます。

○長谷川委員長 本日はこれにて散会
いたします。

次会は明日午前十時より開会いたし
ます。

午後一時三十三分散会

商工委員会議録第十三号中正誤

ペシ段 行 誤 正
六二 三 紡糸機の廃 紡糸機の廃
棄 棄

昭和三十四年二月二十日印刷

昭和三十四年二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局